

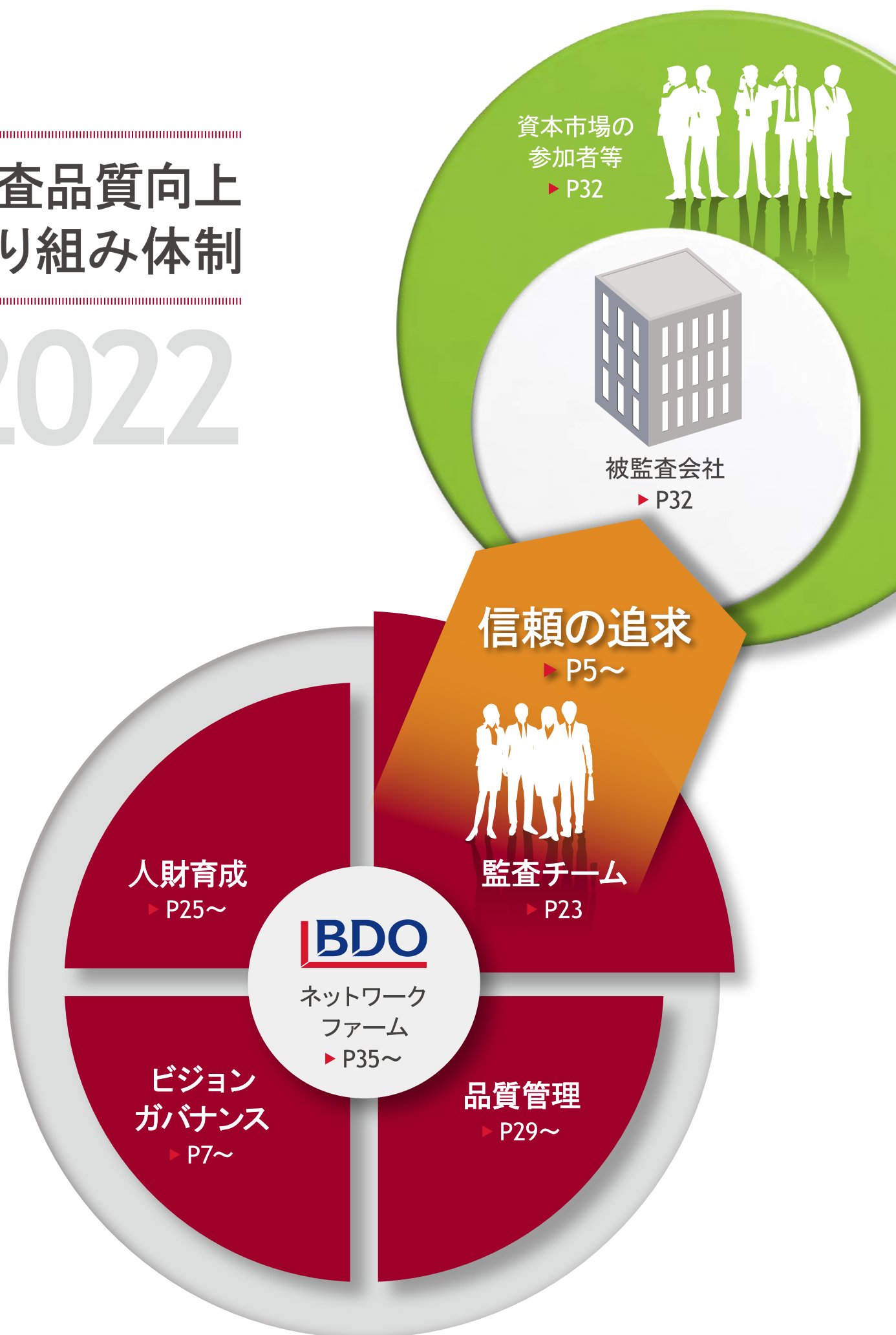
A hand is shown placing a red block on top of a staircase made of blue, red, and pink blocks. The staircase is built on a wooden base. The background is a light gray gradient.

2022 REPORT

監査品質向上への取り組み

監査品質向上 取り組み体制

2022



CONTENTS

01	理事長パートナーからのご挨拶	P3
02	三優監査法人の法人文化	P5
03	三優監査法人のビジョン	P7
04	ガバナンス体制	P9
05	各本部の取り組み	P13
06	独立第三者委員と理事長の対談	P19
07	監査チーム	P23
08	人財育成	P25
09	品質管理	P29
10	外部機関からのレビューと検査	P33
11	海外ネットワークファーム	P35
12	国内ネットワークファーム	P37
13	ガバナンス・コード対応状況	P39
	三優監査法人プロフィール	P42

三優監査法人は、2017年10月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しています。

本報告書は、主に2021年度（2021年7月～2022年6月末）における監査品質向上に向けた当法人の取り組み・体制をとりまとめています。また、監査法人のガバナンス・コードにおける各原則の対応状況の概要については、本報告書の巻末に記載しています。

理事長パートナーからのご挨拶

将来の成長を見据えて法人内の連携を強化し、成長を続け、信頼を築く監査法人へ

事業領域の拡大と監査品質の向上の動きに対し 社会的な要求水準の高まりに対応していく

三優監査法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身として1986年に設立され、当法人のサポートを通じて上場企業へと成長した取引先とともに成長してきました。1996年には世界第5位の会計事務所であるBDOと業務提携を行い、「今後成長が見込まれるミドルサイズのクライアントとともに成長していく」というBDOの方針に沿って事業を拡大してきました。

この1年の監査業界を取り巻く動きを見ますと、まず外部的な環境としては、ESG経営という考え方が浸透し、事業会社の非財務情報の開示の取り組みが進んでいることが挙げられます。その開示情報の信頼性を担保するため、監査法人に対する期待が高まっています。これは監査法人にとっては事業領域拡大の機会であると同時に、それに伴う責任範囲の拡大、監査法人の果たす役割の重要性の増加などの課題については、当法人としても速やかに、積極的に対応すべきと捉えています。

また、グローバルの状況を見ますと、IAASB^{*1}が策定した「ISQM1^{*2}」という新たな監査品質基準が2022年12月から適用になります。これは監査法人に監査品質の目標達成のためのリスク・アプローチを導入することによって、監査品質のより一層の厳格化を求めるものです。当法人としては、グロー

バルの動きを注視しながら、BDOのネットワークを活用して、日本の監査基準の原則適用時期前での導入準備を進めています。

お互いを知ることで相互の連携を深め 挑戦にむけた協働を促進する

当法人では、2020年に将来あるべき姿として、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」というビジョンを定めました。2021年度は、このビジョン達成に向けた戦略を推し進めるために必要な価値観として、「対話」「協働」「挑戦」の3つのC^{*3}をパートナーおよび職員に浸透させ、再認識してもらうための施策を実施しました。

コロナ禍においてリモートワークが続いていることや、事業領域拡大をにらんで多様な人材も増えていることから、まず、職員同士がお互いを知る場を積極的に設けました。たとえば、法人内へ向け自己紹介メールを発信することで、その人の人となりだけでなくナレッジを共有し、職員同士の連携を強めていこうという試みです。各々のコメントの中にビジョンについての意見や感想をいれてもらうことでビジョンに対する意識を高めると同時に、多様な人材の様々な考え方に接することができる機会となりました。

2021年7月からは、私自身もパートナーおよび職員に向けて月1回メッセージを発信しています。直近の話題なども取り入れながら、大切にしている価値観についても言及しています。1回のメッセージは一読できるよう短いものですが、継続して



三優監査法人
理事長パートナー
古藤 智弘



続けることで、法人の行くべき方向性などを共有しています。

また、パートナーとはより高い次元で、法人の将来を念頭に置いて、どのように社会的責任を果たしていくべきか、そのための課題の抽出や解決方法などを話し合うパートナーミーティングの場を設けて議論しました。

こうした地道な取り組みを続ける中で、監査法人を取り巻く厳しい環境の変化に対し、各人がどうすべきかを考え、自ら動き出すような行動が見られるようになり、守りから攻めへ、次の戦略を進めるための基盤が固まってきました。

監査チームの連携を強化する新体制で 監査法人に課せられた課題にチャレンジ

組織体制としては、業務本部の中の機能の一部を独立させ、業務支援本部を新設しました。同本部は、監査チームが相互に細やかに、かつ機能的に連携できるようナレッジの共有をサポートするなど、いわゆる「横串」的な役割で、監査品質の向上を支援します。

すでに業務支援本部の中には、期中レビューを中心とする品質向上推進部、階層別研修などを実施する研修推進部、業務が適正に機能しているかを監督する業務管理部があり、それぞれの観点から監査業務を支援しています。特に「人を育てる」という意味では、若い層を中心にオフラインの研修を

実施し、ディスカッションする場を積極的に設けるなど、監査チームだけでなく、人同士の横の繋がりを強める取り組みを進めています。

今、監査法人には、監査品質の向上だけでなく、さまざまな課題や期待が寄せられています。設立以来 IPO 案件を得意とする当法人では、上場だけでなくその先の成長を長くサポートできるような体制を整えています。また、非財務情報の開示についても今後範囲が拡大することは必至で、それに対応すべく多様な人材の確保・育成にも努めています。

一方で、グローバルの監査に対する意識は、ISQM1の導入により、クオリティ・コントロール(Quality Control)から、クオリティ・マネジメント(Quality Management)へ移行します。これに対応するためには、より積極的にリーダーシップを持って監査をマネジメントしていく必要があり、リスクを適正に評価して対応するための横の連携がますます重要になります。当法人はBDOを通じてこれらの情報や対応を先んじて入手しており、法人内に研究チームを発足して、法人内外に対するセミナーを実施するなど情報発信も行っています。

一人一人の連携を監査チームの強化に繋げ、引き続き新たな課題にも果敢にチャレンジしていきます。

※1 International Auditing and Assurance Standards Board 国際監査・保証基準審議会

※2 International Standard on Quality Management 1 国際品質マネジメント基準第1号

※3 Communication, Cooperation, Challenge

三優監査法人の法人文化

「信頼の追求」 高い監査品質の維持・向上を可能にする 三優監査法人の法人文化

当法人は、日本の経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献することを使命として、創業者たちが一から立ち上げ、パートナーおよび職員が一体となって作り上げてきた監査法人です。

常に監査品質に真摯な姿勢で向き合い、多種多様な業種・業態の成長企業を中心に監査を行い、高い監査品質を追求することで法人文化を構築してきました。監査品質向上のために適切かつ有効な組織づくり・組織運営を目指し、経営執行部のリーダーシップの下、法人の理念を組織全体に浸透していく

ことが肝要であるとパートナーおよび職員に意識づけ、一丸となって取り組んでいくことを心掛けています。

お互いを尊重し合う開放的な組織風土の中で、パートナーおよび職員一人一人が自己研鑽に励み、監査業務に取り組んでいくことで、投資家をはじめ、資本市場に対し信頼に値する結果を提供し、また、被監査会社からも信頼される監査を提供しています。パートナーおよび職員一人一人が信頼の風土の醸成を目指すことで、「信頼の追求」に向かって真摯に取り組んでいく文化を持っています。

PHILOSOPHY

VISION

ありたい姿

成長を続け、信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。



CORE VALUE

私たちの提供価値

公正かつ情熱のある監査

会社・資本市場・法人構成員から真に信頼される監査とは、「どのような局面にあっても、常に公正な視点と情熱を持って、物事の本質をみる監査を全うすること」だと、私たちは考えます。



VALUE

大切に
する
価値観

Communication -対話- Cooperation -協働- Challenge -挑戦-

[対話]を通して互いを尊重し、仲間とともに[協働]し、常に前を向いて[挑戦]していく。



MANAGEMENT PHILOSOPHY

経営理念

私たちは、独立性を維持し、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とします。

私たちは、多様性を尊重するとともに常に品位を保持し、自己啓発、自己実現できる組織を目指します。

三優監査法人のビジョン

三優監査法人のビジョンは、 「成長を続け、信頼を築く監査法人。」です

当法人は、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」をビジョン（ありたい姿）に掲げ、常に高い監査品質を目指して日々精進しています。社会に対し、重要な虚偽表示を絶対に見逃さないことを信念とし、単なる専門家育成プログラムに留まらず、ビジネスプログラム等を用意して人間力あるバランスのとれた人材の育成を最重要課題として掲げています。国際的ネットワーク BDO の最先端の監査ツールを有効に活用し、スピードとクオリティの両方を重視した専門家チームとして、高い監査品質を約束します。

また、過去事象だけに留まらず、フォワードルッキングの視点を持って、会社の課題となる事象について多種・多様な業種・業態の IPO 経験を通じて培った視野の広さを武器に、被監

査会社と十分なディスカッションを行う監査を特徴としています。被監査会社のビジネスを深く理解し、被監査会社との課題認識の共有を重視する監査チームが、高い監査品質を約束します。

オープンマインドとチャレンジスピリッツによって、パートナーおよび職員各々がお互いを尊重する風土を醸成し、一体となって、BDO の監査ツールを駆使し、効率的・効果的な監査環境を目指します。

一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を追求し続けます。

VISION

成長を続け、 信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が
弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な
成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの
信頼を常に追求します。



ガバナンス体制

迅速かつ適切な意思決定を可能にする 組織づくりを目指しています

当法人は、パートナー全員に無限連帯責任を負わせることによって、監査法人のパートナー相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を求め、組織的監査が有効かつ適切に行われることを目指す組織形態、「無限連帯責任監査法人」を採用しています。また、パートナーに個別監査業務における真の責任を負わせることで、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わないパートナーの責任を限定する「指定社員制度」を採用しています。

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図り、より迅速で適切な意思決定を可能にする組織として、「理事会」、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」を設置するとともに、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」に日常的な執行権を付与することで、経営執行の迅速化と機能性を高めています。

一方、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」の執行を監督する役割として、「理事会」の機能を活用しています。理事会では、理事長パートナー他執行部のメンバー外の理事パートナーが議長を務め、執行部に対して牽制機能を持つ体制を整備しています。ここでは、執行部を監督できるよう理事長パートナーを含め執行部に執行状況の報告義務を課すと同時に、説明義務を促す役割を与えています。

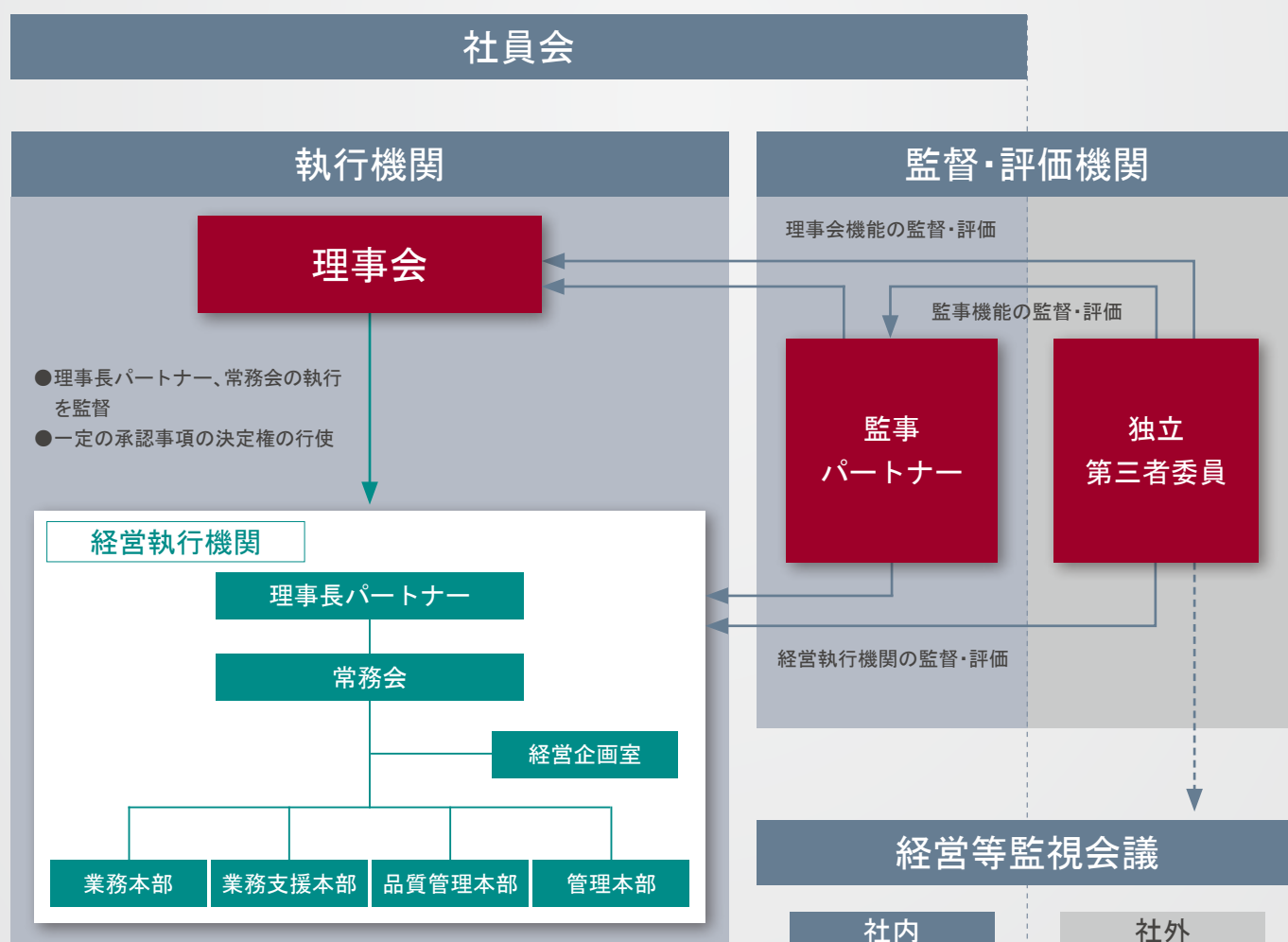
これとは別に、業務執行の監督・評価の機能を付与された「監事パートナー」、経営執行の状況から監事パートナーの監督・評価機能を含めた法人ガバナンス全体を監督・評価する機関として、「独立第三者委員」を選任・設置し、経営執行の監督・評価機能を強化しています。また、経営等の監視会議として、独立第三者委員による監督・評価結果を適時かつ有効に経営執行側に反映できるよう、独立第三者委員と理事長パートナー、副理事長パートナーおよび独立第三者委員から指名を受けた者からなる「執行部意見交換会議」などを設置しています。



〔 前列左から 〕 理事長パートナー：古藤 智弘
副理事長パートナー：岩田 亘人

〔 後列左から 〕 常務理事パートナー：齋藤 浩史
常務理事パートナー：山本 公太
常務理事パートナー：吉川 秀嗣

法人ガバナンス概要



組織機関	構成員と役割	
[社員会] 議長:理事長パートナー	パートナー	年に5回以上開催し、合併やパートナーの加入脱退と理事パートナーの選任等の重要事項等、法人運営における最高意思決定機関であるとともに、理事会および理事長パートナー並びに常務会の執行を監督します。

経営執行機関

組織機関	構成員と役割	
[理事会] 議長:理事長パートナー	理事パートナー以上の役職者	毎月1回以上開催し、社員会の決議事項を除く一定の法人重要事項の意思決定機関であるとともに、理事長パートナーおよび常務会の執行を監督します。
理事長パートナー	理事会において理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、一定の法人運営の意思決定を行い、また、法人の監査品質の管理に関する最終責任を負い、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
副理事長パートナー	理事会において副理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、理事長パートナーを補佐し、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
[常務会] 議長:理事長パートナー	常務理事パートナー以上の役職者	毎月2回以上開催し、法人の日常業務全般に亘る意思決定機関です。また、理事長パートナーの業務を助けるとともに十分性と適切性かつ機動性を確保し、組織的な法人運営を確保する業務を担っています。
[経営企画室] 責任者:常務理事パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図り、法人運営の実効性を高めるべく、組織間のコンフリクトを改善、解消することおよびパートナーと職員の意識改革を浸透させることを目指し、法人の対外的交渉業務を担っています。	
[品質管理本部] 責任者:常務理事パートナー以上の役職者	品質管理システムの整備・運用に関する役割を担う部門として品質管理本部を設置しています。また、品質管理本部には以下の部を設置し、各部が整備・運用する業務を統括する役割を担っています。なお、各部の責任者は理事パートナーまたはパートナーが務めています。 [品質管理部] 監査業務の品質管理に関する事項、品質管理業務における規程・マニュアル・ツール等の整備・改訂の役割を担っています。 [審査部] 監査の品質維持を図るべく、監査業務における審査業務および外部に提出する報告書の審査業務の運営を担っています。 [内部監査部] 監査品質の維持・向上を図るべく、監査業務の定期的検証および監査の品質管理システムの運用に関する日常的監視の役割を担っています。 [リスク管理部] 監査の品質維持を図るべく、独立性の確認等に関連する業務、新規受嘱時のクライアント候補のリスクや既存クライアントのリスクを分析し、監査業務へのフィードバックを図るなど、監査リスク全体の管理を担っています。 [AI監査研究室] BDOのIT、AIのツール・インフラおよびセキュリティの情報収集と研究、次世代監査のITツール情報収集と研究、その他監査品質向上に資するシステム関連の情報収集と研究を行っています。 [テクニカル相談室] 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まらない事項に関する監査チームからの相談事項の受け付け、相談事項に関する調査・検討を実施し、監査チームへ回答を行う業務を担っています。	

組織機関	構成員と役割
〔業務本部〕 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図るべく、個別監査業務の遂行責任者である業務執行社員の選任および十分かつ適切な監査チームを組成し、個々の監査チームが公正かつ高品質な監査業務を実施し得る体制を整備するとともに、業務支援本部と連携して、監査品質向上のための施策を現場に浸透させる役割を担っています。
〔業務支援本部〕 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	業務支援本部は、監査チームの伴走者であるべく、以下の部を設置し、その活動を統括していくと同時に、本部間の連携を密にし、監査現場の監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。 〔研修推進部〕 組織の各階層に対し、監査業務に必要な知識・技能等を習得・向上させるための研修を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための人材を教育・育成する役割を担っています。 〔品質向上推進部〕 監査チームの伴走者という視点から監査業務の期中レビューや研修等を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための施策および意識を監査現場に浸透させる役割を担っています。 〔業務管理部〕 監査業務のリスクと監査チームの人員とのバランスを分析するために必要な情報を収集・整理し、分析・提言を行うことにより、監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。
〔管理本部〕 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	法人のバックオフィス業務を担う部門として管理本部を設置しています。管理本部は、採用事務管理、人事評価、職場環境の整備および役員会の運営等を担う人事総務部、法人経理財務を担う経理部、法人全般に亘るITインフラの日常的サポート等を担う情報システム部から構成されています。

監督・評価機関

委員	役割等
〔監事パートナー〕	社員会にて指名を受けたパートナーが法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務を担っています。

独立第三者機関

委員	役割等
委員長:独立第三者委員	以下の取り組みを中心に、法人全体のガバナンスを監督・評価する役割を担っています。 ① 監査品質の維持・向上を目的とした各種施策 ② 組織的な運営の実効性の評価 ③ 常務理事パートナー以上の役職者の選退任、評価および報酬の決定過程 ④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定 ⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

経営等監視会議

会議名称	構成員と役割	
〔執行部意見交換会議〕(定期) 議長:独立第三者委員	独立第三者委員 理事長パートナー等	経営執行機能のうち重要な事項について、実効性の監視と監査品質向上のための取り組みを監視し、意見を述べる役割を担っています。
〔監事会議〕(定期) 議長:独立第三者委員	独立第三者委員 理事長パートナー等	監事パートナーが実行する法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務に関する事項の監督・評価のための取り組みを監視する役割を担っています。
〔理事長パートナー指名監視会議〕 議長:独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等	理事長パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。
〔常務会メンバー選任監視会議〕 議長:独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等	副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。
〔評価・報酬監視会議〕 議長:独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等	理事長パートナー、副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの評価・報酬決定の公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。

各本部の取り組み

監査品質向上のための、
各本部・プロジェクトの取り組み

業務本部



業務本部長 山本 公太

業務本部には、監査部門、システム監査部、IFRS推進室、アドバイザリー部の4つの部門があり、そのうち監査部門はさらに東京、大阪、福岡、名古屋、札幌の各事務所と国際部の6つに分かれています。パートナーおよび職員の大半が4部門のいずれかに属している本部であり、個別業務の運営を統括しています。グローバル化に加え、多様化、デジタル化が進展する現場環境において、各地区の監査部門と国際部、システム監査部、IFRS推進室およびアドバイザリー部が有機的に機能し、密接に連携することで、高品質な業務の遂行を図っています。

対話を通じた協働

パートナーおよび職員に対して、双方向のコミュニケーションの充実を図り、対話を通じて互いを尊重し、仲間とともに協働することで、より一層の団結力の強化を図り、現場品質の向上につなげていきます。

また、新たに導入されたKAM(監査上の主要な検討事項)も踏まえ、経営者、監査役等との対話をより一層深度あるものとし、監査の信頼性、透明性の向上を図っています。

効率的な現場業務の実施

効率的な現場業務の実施に向けて、品質管理本部、業務支援本部との連携により、外部環境、被監査会社の状況および監査チームの人員・構成バランス等の分析を行い、適切な監査チームの編成を実行しています。

また、法人全体の監査チーム力の向上および人材育成の観点から、各地区事務所および部門間での人材連携・交流の、より一層の活性化を図っていきます。

人材育成による成長

社会のデジタル化等の環境変化に対応し、グローバルに活躍できる環境、機会を整備するなど、多種多様な人材の採用や育成を通じて法人全体のパフォーマンスを向上させることを目指しています。そのため、個々人の成長を支援する仕組みを整え、各本部と連携して、採用から育成までを踏まえた人事制度の構築に継続的に、取り組んでいます。

業務支援本部



業務支援本部長 齋藤 浩史

業務支援本部は、監査現場・監査チームの伴走者として支援を行っていくことを目的に、2021年10月に新設されました。それまで理事長パートナー直轄であった研修推進部と、業務本部内に設置されていた品質向上推進部に、新設された業務管理部を加えた3つの部を統括しています。

業務支援本部内の各部では、監査現場が、学習意欲が高く、自ら学び、業務に生かす自律的専門家集団であり続けるための支援策を、長期的視野に立って具現化していくことを大きな目標とし、監査現場・監査チームの監査品質を維持・向上するための活動を行っています。

監査品質の維持と向上は、監査法人として必須の命題であり、業務支援本部では各部による以下のような活動を通じて、これらを支援しています。

研修を通じた支援

業務支援本部設立のタイミングで研修推進部の増員を行い、特にスタッフ階層の年次別研修カリキュラムに沿った教材と研修内容の充実化を図っています。また、リモート環境による監査業務の実施が常態化している昨今の状況に配慮し、スタッフ階層の年次別研修は新型コロナウイルス感染対策に十分配慮した上で、リアルとリモートのハイブリッド研修を中心に、対面コミュニケーションにより研修の効果を向上させるなど、同一年次内の横のつながりを強化する機会としています。スタッフ階層の年次別研修には、理事長パートナーを始めとする関係パートナーも参加し、スタッフと対面で意見交換を行っており、研修内容の充実に役立てています。

期中レビューを通じた支援

品質向上推進部では、品質管理本部が主導する品質管理に関する諸施策の監査チームへの浸透度合いを確認し、監査

現場により近い立場から、より事後的な対応を図るべく、重点項目について期中レビューによる点検・指導を実施しています。また、品質管理本部および研修推進部と連携し、階層別に行う監査品質向上のための研修において、期中レビューの結果を法人全体にフィードバックしています。これらの施策により、個別業務における深度ある監査の実施と、品質管理本部による諸規程・マニュアル等の個別事項に対する監査チームへの浸透を図ることで、監査品質の維持と向上を支援しています。

情報・ツール・機会等の提供を通じた支援

業務管理部では、監査現場が専門情報を適時に入手・検索するためのツールや誤字チェック等のツールを導入し、監査現場・監査チームの監査品質の維持と向上を支援しています。また、業種固有の会計慣行および監査手法等について、監査スタッフ間で意見を交換する機会を提供し、監査スタッフの調査研究とナレッジ共有を促進する支援も行っています。

品質管理本部



品質管理本部長
吉川 秀嗣

2021年11月に企業会計審議会から「品質管理基準」の改訂が公表され、同改訂を受ける形で2022年3月に公認会計士協会から以下の3つの公開草案が公表されました。

- > 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(改正)
- > 品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」(新設)
- > 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(改正)

これらの改正は、IAASBがISQC1をISQM1(2020年3月公表)に改正したことへの対応となります。

ISQM1は“International Standard on Quality Management 1”の略で、改正前では“Control”であったところ、今回の改正で“Management”に変更となりました。日本語ではどちらも“管理”となりますが、意味するところは大きく異なります。

監査業務を“コントロール”するのではなく、品質向上に向けたアプローチへと“マネジメント”し、高品質の業務の一貫した遂行をより良く可能にすることを目指しています。継続的に監査品質を改善し、欠陥が発見された場合に、それを是正することに対して、監査事務所はより大きな責任を負うことを意味しています。

改訂品質管理基準は、2023年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所(注、当法人が該当)においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査から実施するとされていますが、ISQM1では、2022年12月15日までに、ISQM1に準拠した品質マネジメントシステムをデザインし適用することが要求されています。当法人はBDOのメンバーファームとして、全世界のメンバーファームとともに、2022年12月15日までに、ISQM1に基づく品質マネジメントシステムを導入することとしています。なお、国内の改訂品質管理基準においても早期適用は認められています。

ISQM対応状況



リスク・アプローチ

ISQM1はリスク・アプローチを採用していますので、最初のステップとしてリスク評価プロセスが必要となります。また、リスクの定義としては、設定した品質目標(6分野)の達成を阻

害しうるリスクとされているため、まずは監査事務所としての品質目標を設定することが必要となります。

8つの構成要素

ISQM1における品質マネジメントシステムは8つの構成要素で構成されます(注:改訂品質管理基準では、「監査事務所の引継」が構成要素に加えられ9つとなっています)。

改訂された内容のうち特徴的な2つの点は以下の通りです。

1つ目は、品質への取り組みに関する組織風土の構築を、リーダーシップに求めていることです。ISQM1に先駆けて監査法人のガバナンスコードにおいても「1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。」とさ

れており、当該コードの規定を受けて、当報告書(P5)においても組織風土への取り組みを記載しています。ISQM1の導入を機に、ますます健全で風通しの良い組織を目指しています。

2つ目は、改善プロセスが織り込まれたことです。公認会計士・監査審査会の検査や日本公認会計士協会の品質管理レビューも、監査法人の品質向上を目的とした制度ですが、ISQM1では、これに加えて内部の必須のプロセスとして整備運用することを求めています。当法人内でPDCAサイクルを回していくことで、常に品質向上を目指すことになります。

監査事務所のリスク評価プロセス

ガバナンスおよびリーダーシップ

職業倫理および独立性

契約の新規の締結および更新

業務の実施

監査事務所の業務運営に関する資源

情報と伝達

品質管理システムのモニタリングおよび改善プロセス

管理本部



副理事長パートナー
管理本部長 岩田 亘人

管理本部は、人事総務部、情報システム部、経理部を所管しており、一般企業と同様に、バックオフィスとして他部門（業務本部、業務支援本部、品質管理本部）が効率よく快適に業務を行うための環境づくりを進めています。昨今の監査現場は、作業量の増加もあり人員不足の傾向が続いており、監査スタッフ一人一人の作業負荷が大きくなっています。監査業務の効率化と人員不足の解消は、当法人の最も重要な経営課題の一つであり、管理本部としては、人材定着、採用強化、生産性向上のサポートを重要課題と認識し、これらの課題に取り組んでいます。人事総務部では、人事制度（等級格付、人事評価、給与処遇）や就労（働き方や福利厚生等）にかかる制度の整備および運営、労務管理、法令対応などを担当しており、「準大手監査法人の中で一番働きやすい職場環境」を目指すことで、優秀な人材の確保にもつなげていきます。情報システム部では、システムの開発・運用・保守並びに情報セキュリティを担当しています。アフターコロナにおいても、リモートワークが定着すると想定されること、また一方では企業の情報漏洩等が問題となっていることから、監査現場ではより高度なセキュリティが求められており、これらをサポートしています。

新たな働き方に向けての取り組み

人事制度と雇用環境の整備

当法人には、多様なキャリアを持つ人材がおり、それぞれに応じた的確な評価制度が必要とされています。一方で、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな働き方、キャリアの求め方を理解し、これに対応するために、ワークライフバランスを踏まえた人事制度改革に取り組んでいます。これらの取り組みにより、生産性の向上や人材の定着につなげて満足度の高い業務環境を作り、当法人の将来の事業の拡大、発展につなげていきます。当法人の人事制度では、「業務品質向上」と「組織貢献」の2点を評価基準の基本としています。全役職員がこの2点を意識しながら、モチベーションを高く持って

業務に取り組むよう期待しています。

また、雇用環境の整備にも積極的に取り組んでいます。女性職員がその個性と能力を十分に発揮できることを目指して、採用者に占める女性割合の目標数値を設定した採用活動や、職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うために、男性の育児参加の促進、労働時間削減に向けた具体的な取り組みの検討や有給休暇取得の促進なども実施しています。

ハイブリッドワークの導入

多様な人材によるさまざまな働き方の一つとして、場所を選ばない働き方があります。コロナ禍で実施が拡大されたリモートワークは、今後の新たな働き方として定着していくものと考えています。監査現場や事務所での対面の業務遂行により組織への帰属意識が高まり、リモートワークにより移動時間や移動時のストレスの削減につながり生産性が向上するなど、オフィスワークとリモートワークのメリットとデメリットを理解した上で、それぞれのメリットを最大限に生かすべく、両者を組み合わせたハイブリッドワークの導入を検討しております。管理本部は、そのための環境整備、例えばペーパーレス等のIT対応、就業ルールの見直し、メンタルヘルスケア等に取り組んでいきます。特に、IT対応については、ICT企画委員会と連携を強化していきます。

ICT企画委員会

ICT企画委員会では、法人内のIT課題について、各部門への定期的なヒアリングや、いつでもだれでも投書できる目安箱の設置等により、ユーザーである当法人のパートナーおよび職員からの要望や課題を適時に収集する体制を構築するとともに、優先順位をつけてこれら要望や課題に取り組んでいます。2021年度は、ICT企画委員会として、サーバ・ネットワークのクラウド化、法人貸与携帯のスマートフォン化、法人内のペーパーレス化に取り組みました。

サーバ・ネットワークのクラウド化

SaaS、IaaS等の活用により、法人内の主要なサーバのクラウドへの移行が概ね完了しました。また、ネットワークにつ

いても端末から直接クラウドへ接続する環境を構築しました。各クラウドサービスのセキュリティについては、情報セキュリティ管理委員会と連携し、十分に検討した上で導入しています。これによりセキュアかつ利便性の高いBCP対応環境が整いました。

セキュリティ強度の高いスマートフォンの貸与

スマートフォンは小型のPCであることから、PCで導入済みのシンクライアントシステムと同様の、スマートフォンにデータが残らない環境を構築し、セキュリティ強度の高いスマートフォンを導入し、パートナーおよび職員に貸与しました。スマートフォンでも社内メールやチャットが利用できることで、時間の有効活用が可能となり、業務の生産性が向上しました。

法人内ペーパーレス化

2021年に導入した電子稟議システムに続き、改正電子帳簿保存法に対応した経費精算システムの導入を進めています。経費精算システムが導入されることにより、リモートワークに適した環境がまたひとつ整うことになります。

今後もITを活用した、よりセキュアで働きやすい環境の構築を目指していきます。

独立第三者委員と理事長の対談

監査品質の向上と監査業界の新たな動きに向けて
監査法人の将来の発展を見据えた提言

当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援されている独立第三者委員の方々と、各々の知見・経験を踏まえて、当法人の取り組みについて、今後の課題など忌憚のないご意見をいただきました。

理事会での議論を活性化し

ともに将来の発展について考える場に

古藤 まず、2022年6月期を振り返って、独立第三者委員の皆様から総評をお願いいたします。

脇田 「2021年度、三優監査法人の経営執行部は、監査法人に託された公益的使命を自覚し、高品質の財務諸表監査・保証業務を監査の依頼者および監査報告書の利用者に提供すべく、法人勤務者全員とともに、真摯に職務を遂行し、監査法人を組織的かつ実効的に管理・運営していると、私どもは自らの知

見と蓄積してきた経験に照らし評価した」ということを既に報告しました。

この判断を下すに当たって、私どもは、次のような点を注視しました。まず、経営執行部が経営基盤拡充のための取り組みを行っているかどうか、BDOの世界的なネットワークの元でその判断は適切なのかということです。また、国際的な監査品質基準(ISQM1)の導入に伴い、その対応については理事長パートナーの強力な指導の下、監査品質向上プロジェクトを推進していると判断しました。

人事については、経営執行部の人事が三優監査法人のルー

ルに従って適切に行われているか、詳細に確認しました。またBDOグループの一員として、そのメリットを十分に活用できているか、三優監査法人が創業以来得意とするIPOについては、蓄積してきたノウハウをまとめたり、支援体制づくりも含めて、将来のIPO市場の発展に対する期待に応えられているかどうかも拝見しました。

古藤 この1年も、会議体への臨席、参加をいただいて総合的な評価をいただき、ありがとうございました。今後の監査品質向上においては、リーダーシップに重きがおかれているということが現状の流れですが、できるだけ情報をオープンにしていくということを心がけています。皆様から見たときに、会議の場以外で情報を取るということに対してどのような工夫、あるいはご要望がありましたらお願いします。

渋谷 これまでも情報はかなりいただいていると思います。常務会や理事会などへの出席や報告書などもあり、疑問についても説明されているので、判断の材料としては十分かと思っています。

島崎 理事会だけでも十分な時間をかけていますが、その場が私どもに対して、もっと意見を求める場であってもいいのではないかと。議案の発案者に対して直接質問したり、意見を言いながら掘り下げた議論をする場であってほしいと思います。理事の方たちは、会議においてどういう責務を果たすべきかという自覚をもって会議に臨むべきで、第三者委員が意見することで会議もより活性化すると思います。

渋谷 経営執行部のリーダーシップについては評価しています。しかし、会議の場においてはもっと議論がなされてもいいと思います。

古藤 会議の活性化については、それぞれの役割をもっと明確にして、全体を俯瞰した意見を出すという意識づけをしていきたいと考えています。

脇田 議論になるようなテーマを出すことも重要ですね。情報を得るということについては、文書だけではなく、会議の場での議論を聞くという意味は大きいと思います。

古藤 知見を共有して一緒に考えるということが大事だ、ということですね。

最重要課題である監査品質の向上と 未来を担う人材育成について

古藤 次に監査品質についてうかがいたいと思います。これまで組織のタテの仕組みづくりに取り組んできましたが、現状はヨコ連携をしっかりと組織としての底上げを図ることが課題です。

渋谷 監査品質については公認会計士・監査審査会からもいろいろ指摘がありましたが、理事長を中心に品質向上委員会を素早く立ち上げて取り組みを進めています。若いパートナーを中心に監査品質の底上げについての努力、マネージャーやスタッフに対する研修など、よくやっていると思います。これらを継続して、監査品質向上への意識を高めていくことが重要です。

古藤 品質管理については、若いパートナーの育成、組織への参画への意識づけも意識しています。品質管理本部長のサポートもあり、法人全体への意識づけに繋がっていると思います。

脇田 この取り組みは非常に組織的に行われたと思います。いろいろな模索はあったと思いますが、組織も改編して、三優監査法人全体がこの取り組みに参加できるようになりました。新しく階層別研修も取り入れて、新しい会計基準や非財務情報への要請にも応えています。これをぜひ継続してほしいと思います。

島崎 最近はテーマごとに委員会方式でやることが多く見られますが、他部署の意見も聞きながらやることで勉強になりますし、人材育成に繋がる。経営組織をイノベーションするには必要なやり方だと思います。

脇田 私も組織改編と人事異動はやって良かったと思います。

古藤 全員参加型として目を開かせることに繋がったと思いますので、恒常的に取り組んでいきたいと思っています。事業会社の監査役なども務められる立場では、監査品質をどのようにお考えですか。

島崎 事業会社の海外での事業が拡大する中では、グローバルネットワークが活用されているということが必要ですね。監査によって課題を発見するというより、Forward Lookingという視点、将来の成長という観点から何が課題になるかを



助言できるかということです。例えばサステナビリティ、内部統制の強化や効率化などについて、海外企業はどういう取り組みをしているかをふまえた助言を行っているかどうかなどが会計監査人の評価の対象になるので、それも監査品質といえるでしょう。三優監査法人はIPOの案件が多いので、財務監査だけでなく、企業の将来という視点での助言が求められてくると思います。

渋谷 IPOを目指す会社にとっては、そういう助言は将来的には非常に大切です。

古藤 監査の指導的機能と批判的機能のバランスを取っていくことが重要ですね。

脇田 これは私の考えですが、監査はビジネスとして発展してきたのですから、企業側から見ても報酬に見合うだけの助言がないといけないと思います。ですから独立性が要求されてくるわけです。

島崎 それは経営者の監査に対する姿勢の問題でもあります。会社側も監査法人と情報を共有して、適正な監査を受けるための努力をしなければいけないと思います。そのためには経営者と監査人は密にコミュニケーションを取っていく必要があります。

古藤 組織改編は課題解決という面と同時に人材育成ということも重視しました。もう一つは、組織のヨコ連携といいいますか、全員参加型の仕組みを作りたかったということがあります。新たに業務支援本部をつくって研修推進部を置き、階層別の研修を強化したり、テーマを決めて有志での意見交換

会を開催しています。これらについては、少しずつ手応えを感じています。

脇田 その取り組みは良かったと思います。

島崎 全員参加で議論する場というのは人材育成については大事なことだと思います。議論するだけでなく、それを幹部がしっかり聞いているか、経営に生かされる仕組みがあるかということが重要です。

渋谷 年間を通してしっかり研修をやっていることは評価できます。今後は仲間意識を醸成するためにも、集合研修も増やしていくべきでしょう。

古藤 コロナ禍ではなかなか集まることもできませんでした。これからはそういう機会も増やしていきたいと思います。

新監査基準や非財務情報など 監査業界の新たな動きへの対応

古藤 監査業界の新しい動き、ISQM1の導入に伴うQuality ControlからQuality Managementへという動きについては、当法人もBDOの方針に基づいて取り組んでいます。(ISQM1については15ページをご参照ください)

脇田 ISQM1の次の2では「審査の充実」ということも出てきますが、これらにきちんと対応できるのかどうか、まだ課題は多いと思います。

古藤 今現在は、勉強会などを行っています。また、プロジェ





クトを作って具体的に落とし込みをしようとしています。まずはISQM1では、監査品質全体のリスク評価をしていかなければならないと思います。また、BDOのネットワークポリシーとして取り組むことになっていますので、それに従って共通テンプレートを受け取り、これを元にツールを作って報告をすることになっています。

渋谷 そうしたネットワークを活用できる点では、BDOの力は大きいですね。

古藤 非財務情報への取り組みについては、情報収集を進め、法人内で勉強会を実施しており、さらに外部向けにも行っています。同時に、人材が必要です。育成と並行して、様々な知見を持った人を招聘して、全体のレベルを上げていく必要があると考えています。

島崎 この方面は、欧米では相当進んでいます。財務保証は会計士の仕事ですが、その延長で、会計監査の知見のある人が財務も非財務も兼ねてやっていくのがいいのではないかと。監査法人内で育成していくのがいいと思います。

古藤 会計監査のメンバーが中心になってくると思いますが、ITなども含め、多種多様な人材も必要になってくるでしょう。

島崎 非財務情報の保証は、これからの監査法人の大きなビジネスになると思います。そのためにまず人材の確保でしょう。

渋谷 三優監査法人としても、これからその方面を強化していくのかを考えて対応していく必要がありますね。

古藤 気候変動などのように数字が出るものもありますが、

人的資本などのように数値でははかれないものもありますので、いろいろ難しい問題があります。

島崎 まず、データをどう集めるかが問題になりますが、いずれも連結ベースになると思いますし、有価証券報告書での開示に加えて、会社ごとの任意開示も増えてくるでしょう。非財務情報の分野別に保証したり、非財務情報を集めたサステナビリティレポート全体を保証するような動きも出てくると思います。三優監査法人としてはBDOからきちんと情報を得て、対応していくべきですね。

古藤 非財務情報の保証は欧州がリードしているので、その点BDOは優位性があると思います。

渋谷 そうした動きにキャッチアップできない中小の会社も多いので、監査法人がきちんとアドバイスできることが必要になると思います。

島崎 そういう意味でも、理事会で「非財務情報についてどうするか」といったテーマが出てくるといい。きちんと調べて報告することが人材育成に繋がってくると思います。この問題に関する動きは、ものすごく早いと思われますので、対応を急がなくてはなりません。

古藤 いろいろ貴重なご意見をありがとうございました。皆様のご意見を今後の取り組みにも反映させて、成長に繋げていきたいと思っています。

(この対談は2022年9月に実施されました。)



監査チーム

最前線で信頼を追求する
「監査チーム」

監査チーム

監査リスク等を踏まえて、監査過程で監査の専門家として
正当な注意等を払う職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、
各人の被監査会社やその業界の知見、監査業務の経験・知見お
よび業務量等を考慮したチーム構成となるよう努めています。

当法人の監査チームの特徴(例示)は、以下の通りです。

●経験豊富なパートナーの関与を高めたパートナー
主導の監査

●経営者等との深度あるコミュニケーション等に基づく
被監査会社の事業環境の深い理解による効果的な監査

監査チームの基礎は、それぞれの人財です。当法人では、
当法人が求める人財を数多くそろえるために、それらに対
応した研修や人事評価制度、働く環境の整備等に取り組ん
でいます。

法人施策の監査チームへの落とし込み

監査品質を管理する品質管理本部が主導する法人施策を監
査チームに落とし込み、監査現場に浸透させるため、業務支
援本部は、品質管理本部および監査チームをとりまとめる業
務本部と連携をとりながら、監査チームの伴走者視点で、監
査チームをサポートしています。具体的な取り組み例は以下
の通りです。

●期中レビュー

監査において重点的に対応すべきとされている項目について
期中にレビューを実施

●監査品質向上への取り組みに係る研修

監査において重点的に対応すべきとされている項目の周知
を全体研修および階層別研修において行うとともに、期中レ
ビューの結果についても報告

●業務別ナレッジ共有

業種固有の会計慣行および監査手法等について監査スタッ
フ間で意見を交換する機会を提供し、監査スタッフの調査研究
とナレッジ共有を促進



IPO(株式上場)支援への取り組み

当法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身としており、株式上場支援は、創業以来のDNAです。1986年の設立以後、30年超に亘り株式上場支援を続け、120件を超える株式上場を支援してきました。株式上場前の被監査会社は、上場会社に比して内部体制が整っていないことから、監査人による一層の指導的機能の発揮が求められます。

また、株式上場前の被監査会社の技術やビジネスモデルが従来にない発想やスタイルに基づくこともあり、そのような場合には、監査の実施に際して業界の最先端の知識等が求められます。こうしたIPO案件特有の事情が、個々の監査人の指導力の向上や業界等の知見を向上させ、当法人の全体的な監査品質の向上にもつながっています。

サステナビリティ業務への取り組み

世界においてはさまざまな環境問題や資源問題を背景に、環境や社会、経済を長期的に維持するプロセスやシステムが求められており、多くの企業でも従来の法令遵守の枠組みを超えた対応をとっています。

このような背景の下で非財務情報の開示はその重要性が年々高まっており、IFRS財団における「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設立など、業界を取り巻く環境も大きく変化してきています。

当法人では、「サステナビリティ業務プロジェクト」を立ち上げ、非財務情報の開示支援や保証業務を足掛かりに、被監査会社やあらゆる企業に対してサステナブルな経済活動を支援するべく業務開発を行っています。

人財育成

最も重要な財産は「人財」です

求める3つの人財像とその理由

1

ビジネスの本質を理解できる能力や多様な経験・視点を持つ人財

監査にあたり、被監査会社の事業や事業環境の理解が重要です。また、その事業をリードしている経営者から情報を得て、協議し、時には対峙するためにも、会計・監査の知見はもちろんのこと、ビジネスの本質を理解できる能力と、多面的に物事を捉えられる多様な経験や視点が必要となります。

2

高いコミュニケーション能力や協働精神を保持する人財

監査はチームで業務を実施する際、また、被監査会社との協議等の際にも高いコミュニケーション能力が求められます。監査品質向上のために、個々の監査業務に加えて、法人の規模から個々人の組織運営への関与も重要となりますが、監査業務と並行して対応するため、自らの成長と重ねて積極的に組織貢献できる協働精神も必要となります。

3

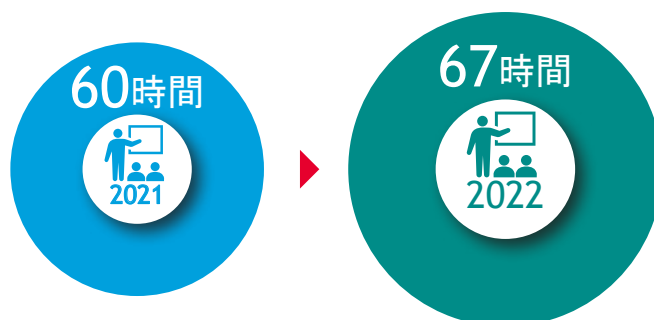
プロフェッショナルとして個人としても活躍できる人財

当法人に必要な人財の特徴として、被監査会社および当法人内からも信頼を得て、それらの期待に応えるために、法人の枠を超えた個人として認識されるプロフェッショナルであることが挙げられます。

人財育成の仕組み、環境等

求められる人財像を目指すために、個々人が成長できる仕組みおよび環境として、研修、OJTトレーナー制度、人事評価制度、BDOや外部出向等への取り組みなどの制度を整え、働く環境を整備しています。

〔 継続的専門研修制度(CPE)の平均研修受講時間 〕



① 研修

職業倫理の醸成をはじめ、監査実施者の監査業務遂行に必要なとされる能力と適性を高め、誠実な人財を育成するための研修を計画的に実施しています。単なる専門家育成に留まらず、ビジネスプログラム等も取り入れ、人間力あるバランスのとれた人財の育成に努めています。

研修内容については、職業倫理に関する事項をはじめ、不正事例、監査品質の維持・向上を図るための基礎だけでなく、IFRS研修やマネジメント研修といった幅広い能力開発に役立つプログラムを整備しています。このほかディスカッションやロールプレイング等のアクティブラーニングや階層別の研修を取り入れ、より実践に役立つ研修を実施しています。特にスタッフクラスの階層別研修を大幅に拡充し、年次ごとに必要とされるスキルに応じた研修を実施しています。

なお、会計監査以外の幅広い領域の専門性を習得するために、社外の研修等の受講をサポートするキャリア支援制度も設けています。

② OJTトレーナー制度

主に若手職員の能力および意欲向上を目的に、メンター制度に近いOJTトレーナー制度を導入しています。四半期ごとの目標設定、振り返りおよびフィードバックを実施することで、本人の成長を促します。

また、定期的に、担当を希望する被監査会社に加えて、本人の意欲やキャリアパスに関しても聴取を行い、可能な限り今後担当する業務に反映させる点も当該制度の特徴です。



人財育成の仕組み、環境等

③人事評価制度

業務品質や組織貢献の度合いに応じた公平性・透明性の高い人事評価制度を基本としています。品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することで、組織パフォーマンス向上につながる評価項目・基準を設けています。

また、評価結果については面談を通じて本人へフィードバックし、継続的に業務へ反映しています。人事評価制度は、求める人財像に適合する人員を評価する制度になっており、パートナーおよび職員の育成、成長支援につながる仕組みとしています。

④BDOや外部への出向等の取り組み

当法人は、監査業務以外の多様な業務を経験することは、人間力を高め、環境変化への適応力を培い、多面的な視点で物事を捉えられるようになる機会と考えています。そのため、パートナーおよび職員に対し、BDOの国内外ネットワークファームや日本公認会計士協会等への出向や国際会議への出席等を生かして、国際感覚を磨く機会や多様な環境下で監査業務以外を経験する場を提供しています。

また、多様な人材の受け入れによる組織活性化の観点から、国の「官民人事交流制度」による人材受け入れを行っています。

職位ごとの人員構成

(単位:人)

職位等	2021/6末	2022/6末
パートナー	35	39
シニアマネージャー マネージャー	52	44
シニアスタッフ ジュニアスタッフ等	129	143
事務職員	26	30
(合計)	242	256

(注) 2022年度における離職率は7.9%です。



BDO USAのサンフランシスコ事務所に勤務する工藤シニアマネージャー



⑤働く環境の整備

リモートワークを円滑に行うための自宅IT環境支援制度の導入はもちろんのこと、以下のオフィス環境の整備、パートナーおよび職員からの意見募集を実施しています。

オフィス環境の整備

東京事務所では、将来の人員数の増加に備え、オフィスワークとリモートワークを組み合わせたハイブリッドワーク等の働き方の多様化に対応するために、執務スペースの全面的な改装を実施し、執務スペースの拡大と整備に取り組みました。具体的には、パートナーおよび職員が仕事内容に適したワーキングスペースを自由に選択することができ、業務への集中やお互いのコミュニケーションの促進等の目的に応じた環境を整備しました。



パートナーおよび職員からの意見募集

パートナーおよび職員の声を積極的に聞くための「目安箱」を設置し、幅広く意見や要望を吸い上げています。また、パートナーおよび職員に対して、業務のやりがいや成長の機会、組織風土等のアンケートを適宜実施し、その際に法人に提言したい施策等の意見募集も実施しています。さらに、理事長パートナーがパートナーおよび職員の声を直接聞く機会として、Something Meetingを各事務所で実施しています。

いずれの提言においても、パートナーおよび職員にとってメリットがあると判断されたものについては改善、対応を図るなどの取り組みを進めています。



品質管理

高品質な監査を 維持・向上する品質管理

① 監査契約の新規の締結および更新等

当法人の規模および組織、専門的な知識・能力および経験を要求される監査業務に対応するため、被監査会社の誠実性や当法人の倫理規則等の遵守、監査実施者の確保の状況並びに被監査会社に対する独立性等を考慮して決定できるよう、保証業務契約の新規締結・更新に関する規程を定めて運用しています。

監査契約の新規の締結および更新に際しては、当該規程に従って評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっています。

また、監査業務を他の監査人へ引き継ぐ場合、または他の監査人から引き継ぐ場合には、監査人の交代に関する規程に従って監査業務を適切に引き継いでいます。

② 諸規程・マニュアル・監査ツールの開発

BDOの監査マニュアルと日本の監査基準を踏まえて、品質管理に係る諸規程・マニュアル・監査ツール等を開発しています。

③ 職業倫理・独立性の遵守

毎年、当法人に属するすべての者に対し、「職業倫理に関する誓約書」または「倫理に関する誓約書」を使用して、職業倫理を遵守していることを確認しています。また、同じく毎年、すべてのパートナーおよび職員、すべてのパートナーおよび職員の会計事務所等(当法人を含む)並びに国内のネットワークファームの代表者に対して、「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、当法人の被監査会社等に対する独立性が保持されていることを確認しています。

	2021	2022
独立性の確認率	100%	100%
違反件数	0件	0件

さらに、BDOの規程に従い、各国のBDOメンバーファームの保証業務提供先に対する独立性を保持していることについて、BDOのすべてのネットワークファームとの間で必要な独立性の確認を行っています。

監査チーム内においては、業務執行社員およびその補助者が、監査計画時・監査実施時・意見形成時の各監査業務の実施ごとに、当法人の定める手続に基づき、被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

当該確認の結果、独立性を阻害する要因が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかにその解消を図ることとしています。

また、監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、法令、日本公認会計士協会の諸規則およびBDOの規程に従い、大会社等および大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、筆頭業務執行社員、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当社員等の役割に応じて、連続関与期間、インターバル期間を定めて、運用しています。

④ 専門的な見解の問い合わせ

判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律적인見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行い、当該問い合わせに対する最終見解を得て判断しています。

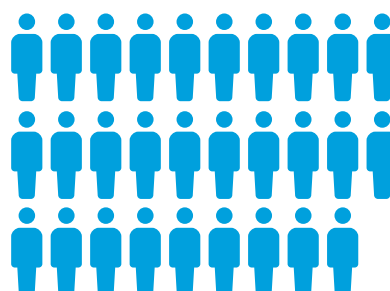
⑤ 通報・申立制度

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、「通報制度」「申立制度」を整備し、運用しています。通報制度は、法人外部からのホットラインとしての制度であり、申立制度は、法人内部からのホットラインとしての制度です。

これらの中で監査リスクや不正リスクの恐れのある事項については、理事長パートナーおよび関与業務執行社員に即時に伝達され、品質管理本部をはじめ必要な部署に共有されたのち、監査チームだけに留まらず法人としての取り組み事項として、その脅威を解消するように努めています。

品質管理業務従事者の人員数

2022/6末



29人

※ 審査・教育研修に係る人員数は含めていません。

⑥ 品質管理のシステムの監視

(1) 審査

監査業務については、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ることとしています。

コンカリングレビュー制では、個別監査業務において年間を通じて審査担当者を設定し、監査チームとのコミュニケーションおよび相談を通じて、迅速にかつ有効に審査が実施できる体制を整備しています。

また、監査リスクが高い審査事項、複雑な監査判断を要する事項については、複数の審査員で構成される合議制方式の上級審査会、社員会審査会にて、慎重な監査判断を行う体制を整備しています。

なお、審査業務の担当者は、審査対象監査業務に関与しない独立した立場で、業界等の知識・経験が豊富で適切なメンバーを選任し、客観的な視点で審査を行っています。

(2) 定期的検証

監査意見表明後に実施される監査業務の定期的検証の対象については、社会的な影響力が大きい会社等を対象として、概ね3年を超えない期間で、すべての監査パートナーについて1つ以上の監査業務が対象となるように選定しています。

この検証は品質管理本部の構成員を中心に行われ、その検証結果については「定期的検証報告書」にとりまとめられ、個々の指摘事項に対する改善措置の実施をそのパートナーに求めています。また、検証全体の指摘事項およびその発生傾向を分析した結果については、改善措置を含めた報告書を理事会に提出し、内容について研修を通じて周知を図っています。

定期的検証の結果の割合

検証結果	2021	2022
適切	14%	11%
問題ないが、改善を要する一部の領域がある	86%	56%
改善を要する重要な領域がある	—	33%
不適切	—	—

⑦ ステークホルダーとの対話

(1) 監査チーム

監査上のリスクを把握し、また、これに適切に対応するため、監査チームと被監査会社との対話を重視しています。

被監査会社の事業内容等に関する重要な変化の有無を確認、財務諸表等に重要な影響を及ぼす会計事象、取引等を把握するため、被監査会社のCEO、CFO等の経営幹部および監査役等との間で、一般的な経済環境、被監査会社が属する業界の動向、また、それらが被監査会社に与える影響並びに今後の事業活動の変化・対応計画等について、十分な意見交換や深度ある議論を行っています。

また、2021年4月1日開始事業年度よりKAMが導入されましたが、経営者および監査役等とKAMの記載対象・記載内容の協議を行うことにより、監査チームが把握している監査リスクの詳細な内容およびリスクに対応した監査手続について、深度ある意見交換を行っています。

(2) 被監査会社のマネジメント層

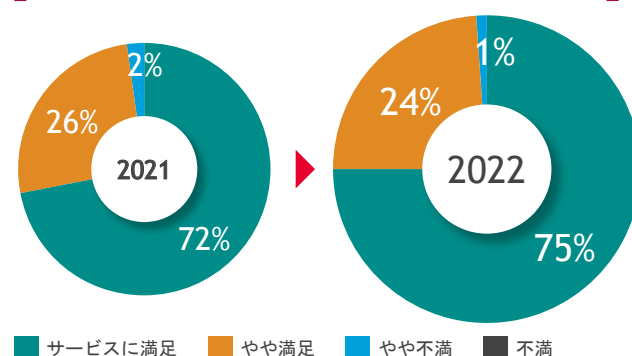
当法人では、監査業務の遂行および当法人の組織的な運営の改善のため、年に1回、被監査会社のCEO、CFOおよび監査役等に対してアンケートを実施しています。

その結果は、タイムリーに各監査チームの業務執行社員にフィードバックされ、監査業務の改善に活用しています。

また、アンケート結果については、匿名性を担保の上で、全体の傾向や個別の回答を、適宜、常務会および理事会に報告することで、当法人の組織的な運営の改善に活用しています。

なお、理事会参加以外のパートナーや職員においても、定期的にアンケート結果の全体の傾向やそれらの回答を共有するようにしています。

[CEO、CFOおよび監査役等に対するアンケート結果]



(3) 資本市場の参加者等

当法人は、証券会社等との面談を通じて、監査や準大手監査法人等に対する関心、期待される役割等を把握し、そこから得られた知見を当法人の法人運営に活用しています。

外部機関からのレビューと検査

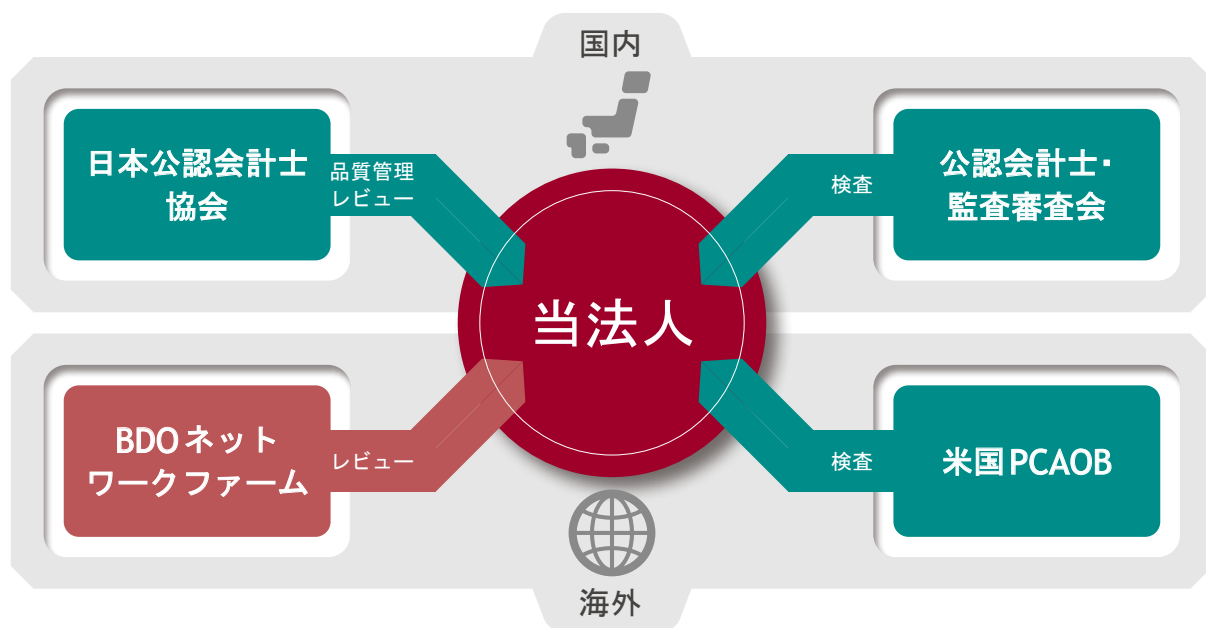
外部機関からのレビューと検査への対応は重要な取り組み事項です

外部機関からのレビュー・ 検査に対する、当法人の姿勢

当法人に対する外部からのレビュー・検査制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査、BDOネットワークレビュー並びに米国PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board: 公開会社会計監視委員会)による検査があります。外部からのレビュー・検査に対しては、真摯な姿勢で臨み、レビューアーや検査官とのディスカッション、アドバイスから得られた指導事項等については、法人の最重要事項の一つとして監査品質の向上のために積極的に取り組む方針としています。

外部からのレビュー・検査の指導事項に対してはその根本原因を探り、同様の課題事項が発生する可能性を探ると同時に、再発防止策を検討します。具体的には、重要な指導事項については、まずパートナーを中心に根本原因の共有と再発防止策の研修を行い、さらに、全体研修等を通じて監査チームメンバーに周知徹底を図ります。また、品質管理本部の審査・定期的検証業務を通じて、監査チームへの浸透を図る体制を構築しています。

なお、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査、海外からのレビュー・検査の状況は次のとおりです。



日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度を導入しています。同制度により一定期間ごとに（原則として3年に1回）、監査事務所に対してレビューが実施されます。

品質管理レビューの実施状況は、日本公認会計士協会のWebサイトに掲載される上場会社監査事務所名簿に開示され、品質管理レビューの結果として否定的結論となった場合や改善勧告に適切な改善措置をとらなかった場合には、その概要が記載されます。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性および透明性を確保する観点から、金融庁に設置されている独立行政機関になります。公認会計士・監査審査会は、一定程度の監査法人で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果について審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施することとしています。

当該検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であると認められた場合、また、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、当該勧告を経て、監査事務所に戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

海外からのレビュー・検査

BDO ネットワークファームによるレビュー

BDO ネットワークファームによるレビューは、BDO ネットワークファームに加盟する法人が、BDO ネットワークのポリシーに沿って監査品質を維持・向上することを目的として、法人の品質管理システムをレビューする制度です。同制度は、原則3年に1回レビューが実施されています。

当該レビューの結果、適切な監査品質が確保されていないと認められた場合は、BDO ネットワーク本部からの指導、勧告、ネットワークファームからの脱退等の処分を受けることがあります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

米国 PCAOB による検査

米国 PCAOB は、米国証券取引委員会 (SEC) に登録する証券を発行する公開会社の監査を監視するために、2002 年米国企業会計改革法 (サーベンス・オクスリー法) に基づき設立されました。当該監査を実施するためには、会計事務所は PCAOB に登録するとともに、PCAOB による定期検査を受ける必要があります。

検査は、会計事務所の特定の品質管理システムおよび特定の監査業務に不備が存在するかどうかの確認になります。検査の結果、一定以上の不備が存在すると認められた場合、検査結果が PCAOB から公表され、その後検査結果の対応が要求されることになります。

これらの検査結果および対応状況が不適切と認められた場合は、PCAOB の登録を抹消されることとなります。

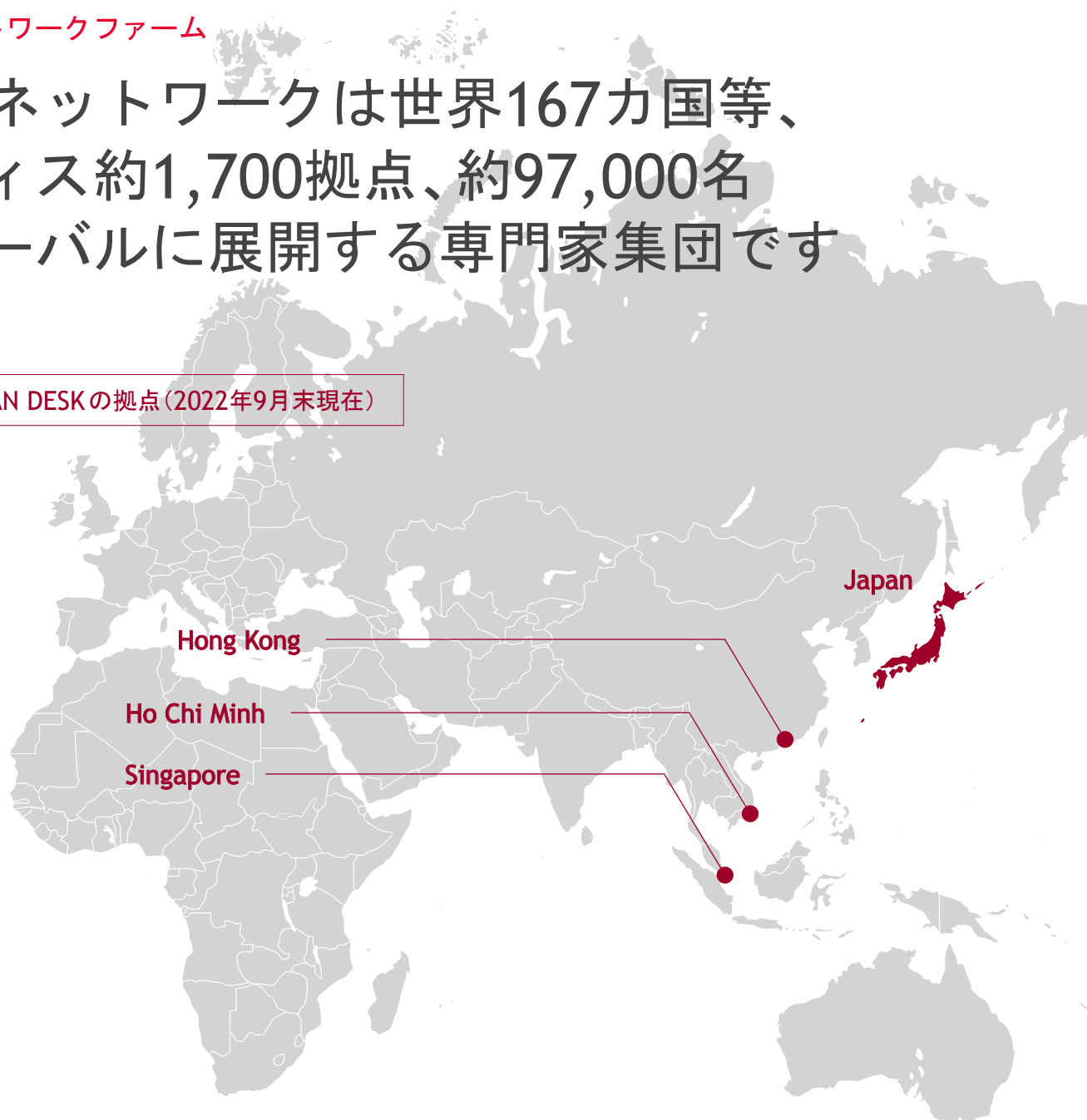
※米国 PCAOB による当法人の検査においては、上記のような検査結果の公表事項はありません。

海外ネットワークファーム

BDO ネットワークは世界167カ国等、
オフィス約1,700拠点、約97,000名
グローバルに展開する専門家集団です

(2021年9月末現在)

BDO JAPAN DESKの拠点(2022年9月末現在)



当法人は、国際的会計ネットワークファームであるBDOと提携しています。BDOは、世界5大会計事務所の一つであり、世界規模でネットワークを構築して、監査、会計、税務、コンサルティング業務を提供しています。

各国のメンバーファームは、グローバルベースでビジョン、ノウハウ、スキルを共有しつつ、お互いの立場を尊重し、グロー

バルに展開するビッグカンパニーからオーナー企業、多種多様な業種・業態に対して業務を展開しています。

当法人は、BDOの日本メンバーとして、各国のメンバーファームと提携し、ワンネットワークファームとしてグローバルに展開する日本企業の監査を、高い品質で有効かつ効率的に対応できる体制を整備しています。



当法人は、海外展開を目指す企業をバックアップするために、東南アジアおよび米国を中心にJAPAN DESKを設置し、きめ細やかなサービスを提供しています。各国JAPAN DESKメンバーと当法人のパートナーおよび職員は、JAPAN チームとして日本企業の進出および展開の支援を行うだけでなく、グローバル監査のリレーション役を担い、ボーダレスなワンネットワークサービスとジャストフィットサービスを心がけております。

国内ネットワークファーム

非監査業務を支える、 国内ネットワークファーム体制

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図るため、業務内容を監査保証業務およびその関係付随業務に集中して展開しています。非監査業務については、それぞれの分野のエキスパートである各国内ネットワークファームが担っています。

国内ネットワークファーム間のコンフリクトの解消、リレーション強化のため、定期的に代表者懇談会を開催しています。高いリレーションを維持することで、社会からの多様な要請に迅速かつ機能的に応えるだけでなく、人材・知識交流によって、当法人および各国内ネットワークファームに幅広い知識と経験を相互に還流させ、監査品質および業務品質向上を図っています。

BDO 税理士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表社員 長峰 伸之
- 主な業務内容
 - ▶ 各種税務申告書の作成
(法人税・所得税・消費税等)
 - ▶ 国際税務コンサルティング
 - ▶ 移転価格コンサルティング
 - ▶ 組織再編および事業承継に関する
税務コンサルティング
 - ▶ 不動産投資を含む金融商品に関する
税務コンサルティング
 - ▶ 関税 / 間接税サービス 等

BDO アウトソーシング株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 長峰 伸之
- 主な業務内容
 - ▶ 会計に関するアウトソーシング
およびコンサルティング
 - ▶ その他国際業務関連コンサルティング 等

BDO コンサルティング株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル南館2階
KEIO BIZ PLAZA 新宿・都庁前
- 代表者……マネージングパートナー
公認会計士 美谷 昇一郎
- 主な業務内容
 - ▶ コーポレートマネジメントに関するコンサルティング
 - ▶ コーポレートディールに関するコンサルティング

BDO 社会保険労務士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……社員 仲田 理華
- 主な業務内容
 - ▶ 社会保険に関する法令に基づく申請書等の作成業務
 - ▶ 社会保険に関する法令に基づく申請書等の提出代行業務等
 - ▶ 労働社会保険諸法令等に基づく申請・届出等業務 等

BDO 行政書士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……社員 長峰 伸之
社員 岩瀬 洋文
- 主な業務内容
 - ▶ 外国人在留資格(ビザ)・帰化申請業務
 - ▶ 各種議事録・会計帳簿・財務諸表等の作成および相談業務
 - ▶ 遺産分割契約書・各種契約書・協議書等の作成および相談業務 等

BDO Japan 株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
 - ▶ 国外会計事務所等の委託に基づく情報提供サービス

BDO アドバイザリー株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
 - ▶ M & A アドバイスサービス
 - ▶ 事業承継アドバイスサービス
 - ▶ ビジネス・リカバリー・サービス 等

株式会社BDO 人事総合研究所

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 高山 重裕
- 主な業務内容
 - ▶ 組織・人材マネジメントに関するコンサルティング
 - ▶ 人事業務改善に関するコンサルティング

BDO 司法書士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……社員 石田 雅之
- 主な業務内容
 - ▶ 登記業務
 - ▶ コーポレートセクレタリアル業務
 - ▶ 相談顧問業務 等

(2022年9月末現在)

ガバナンス・コード対応状況

原則1	指 針		記載箇所
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 09 品質管理
	1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 09 品質管理
	1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 08 人財育成 09 品質管理
	1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 05 各本部の取り組み(業務本部) 09 品質管理
	1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	12 国内ネットワークファーム
原則2	指 針		記載箇所
監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	04 ガバナンス体制
	2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制 05 各本部の取り組み (品質管理本部、 管理本部 ICT 企画委員会) 08 人財育成 09 品質管理 (⑦ステークホルダーとの対話)
		▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	
		▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経営環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	
		▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	
		▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT の有効活用の検討・整備	
	2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	04 ガバナンス体制

原則3	指 針		記載箇所
監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	3-1	監査法人は、経営機能による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制
	3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	04 ガバナンス体制
	3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制
		▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与	04 ガバナンス体制 06 独立第三者委員と理事長の対談
		▶ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	
		▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
	3-4	▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	09 品質管理 (⑦ステークホルダーとの対話)
		▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
	3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	04 ガバナンス体制

原則4	指 針		記載箇所
監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	04 ガバナンス体制 05 各本部の取り組み(業務本部) 08 人財育成(⑤働く環境の整備)
	4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。 その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	04 ガバナンス体制 08 人財育成
	4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 04 ガバナンス体制 08 人財育成 09 品質管理
		▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	
		▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	
		▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	

ガバナンス・コード対応状況

原則4	指 針		記載箇所
	4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間の十分な意見交換や議論に留意すべきである。	03 三優監査法人のビジョン 09 品質管理 (⑦ステークホルダーとの対話)
	4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	09 品質管理(⑤通報・申立制度)

原則5	指 針		記載箇所
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	13 ガバナンス・コード対応状況
	5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 04 ガバナンス体制 08 人財育成 09 品質管理 12 国内ネットワークファーム
		▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	
		▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	
		▶ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置づけについての考え方	
		▶ 経営機関の構成や役割	
		▶ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	
▶ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価			
5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	06 独立第三者委員と理事長の対談 09 品質管理 (⑦ステークホルダーとの対話)	
5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	06 独立第三者委員と理事長の対談 13 ガバナンス・コード対応状況	
5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	09 品質管理 (⑦ステークホルダーとの対話)	

三優監査法人プロフィール

設立

1986年10月

沿革

1986年 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立
 1987年 大阪市東区に大阪支社(現 大阪事務所)開設(現 大阪市北区)
 1990年 福岡市博多区に福岡事務所開設(現 福岡市中央区)
 1995年 東京事務所(主たる事務所)を東京都新宿区に移転
 1996年 BDO Binder BV(現 BDO International Limited)と業務提携
 1996年 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更
 1996年 名古屋市中区に名古屋事務所開設(現 名古屋市中村区)
 2015年 札幌市中央区に札幌事務所開設

資本金(出資金) (2022年6月30日現在)

8,550万円

被監査会社の概要 (2022年6月30日現在)

金商法・会社法監査	71 社
金商法監査	1
会社法監査	27
学校法人監査	0
その他の法定監査	18
その他の任意監査	96
合計	213

職位ごとの人員構成 (2022年6月30日現在)

パートナー (職員)	39 名
公認会計士	87
その他専門職員	100
事務職員	30
合計	256

国内事務所 所在地

東京事務所

新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
 TEL ▶03-5322-3531 Fax ▶03-5322-3593
 Email ▶info@bdo.or.jp

札幌事務所

札幌市中央区大通西四丁目6番地1 札幌大通西4ビル
 TEL ▶011-218-1671 Fax ▶011-218-1672
 Email ▶info.sapporo@bdo.or.jp

名古屋事務所

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビルディング
 TEL ▶052-533-4011 Fax ▶052-533-4012
 Email ▶info.nagoya@bdo.or.jp

大阪事務所

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー
 TEL ▶06-6346-3151 Fax ▶06-6346-3152
 Email ▶info.osaka@bdo.or.jp

福岡事務所

福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル
 TEL ▶092-752-4311 Fax ▶092-752-4323
 Email ▶info.fukuoka@bdo.or.jp

HP アドレス

<https://www.bdo.or.jp/>



三優監査法人

〒160-0023
東京都新宿区西新宿1丁目24番1号
エステック情報ビル
TEL:03-5322-3531

2022 REPORT